

木更津市空家除却工事補助金

空家を放置すると、地域住民の生活環境に影響を及ぼします。
市では、生活環境の保全を図るため、市内に所在する倒壊のおそれなど著しく危険な状態にある空家を除却する方に、除却工事費の一部を補助します。

最大50万円

申請期間	令和7年5月7日(水)から令和7年12月26日(金)まで ※予算の上限に達した時点で、受付を終了します。
補助対象空家	以下の全てを満たす空家 ①1年以上空家になっている一戸建て住宅であること ②個人が所有するものであること ③所有権以外の権利が設定されていないこと ④空家特措法第22条2項の規定に基づく勧告を受けていないこと ⑤全ての所有者等の同意を得ていること(所有者等が複数いる場合に限る。) ⑥令和3年度 空家等実態調査により、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのあるものと判定された内の傾斜が生じている一戸建て住宅等であること。
補助対象者	以下の全てを満たす方 ①補助対象空家の所有者又は法定相続人 ※所有者または法定相続人が複数の場合は全員の同意書が必要 ②市税の滞納がない方 ③暴力団員等でない方 ④木更津市空家除却工事補助金の交付を受けたことがない方
補助対象工事	①補助対象空家を除却し、敷地を更地にする工事 ②建設業法の許可を受けた者が行う工事 ③補助金の交付決定前に工事請負契約を締結した工事でないこと ④当該年度の2月14日までに完了予定である工事
補助金の額	最大50万円(補助対象工事費の2分の1) ※消費税及び地方消費税は除く。 補助対象工事費が100万円以上の場合の補助金額は50万円、除却工事費が100万円未満の場合の補助額は補助対象工事費の2分の1(千円未満は切り捨て)です。
その他	補助金の交付を受けるには、申請手続きが必要です。 詳しくは、木更津市役所 住宅課へお問い合わせください。

問い合わせ

〒292-8501
木更津市朝日3-10-19
木更津市役所 都市整備部 住宅課
電話 0438-23-8599



「きさボン」